

分離課税について

◎土地・建物等の譲渡所得の課税

土地及び土地の上に存する権利、建物、その付属設備、構築物を譲渡したときは、他の所得と分離して次の税率で所得額を計算します。

所 得 の 区 分		町 民 稅	県 民 稅
短期譲渡所得		5.4%	3.6%
短期譲渡所得(国等に対する譲渡)		3%	2%
長期 譲 渡 所 得	優良住宅地等のための譲渡 2,000万円以下	2.4%	1.6%
	2,000万円超	48万円+(課税長期譲渡所得金額-2,000万円)×3%	32万円+(課税長期譲渡所得金額-2,000万円)×2%
	居住用財産の譲渡 6,000万円以下	2.4%	1.6%
	6,000万円超	144万円+(課税長期譲渡所得金額-6,000万円)×3%	96万円+(課税長期譲渡所得金額-6,000万円)×2%
	上記以外の譲渡	3%	2%

短期譲渡所得 … 譲渡した年の1月1日現在において、その譲渡した土地等、建物等の所有期間が5年以下の場合
長期譲渡所得 … 譲渡した年の1月1日現在において、その譲渡した土地等、建物等の所有期間が5年を超える場合

◎株式等に係る譲渡所得に対する課税

株式等の譲渡益の税率	町 民 税	3%	県 民 税	2%
------------	-------	----	-------	----

証券会社において、「源泉徴収有り」を選択した特定口座の上場株式等の譲渡所得については、確定申告の必要はありませんが、申告することにより税金の還付を受けることができる場合があります。ただし、確定申告した場合、これらの所得が合計所得金額に算入されたため国民健康保険税などが増加したり、福祉関係の助成金が減少するなど行政サービスに影響が出ることがあります。

◎上場株式等に係る配当所得の申告分離課税

申告分離課税の税率	町 民 税	3%	県 民 税	2%
-----------	-------	----	-------	----

申告分離課税の上場株式等の配当等は、上場株式等に係る譲渡損失との間で損益通算することや、順番に繰越控除を受けることができます。ただし、配当控除を受けることはできません。

◎先物取引に係る雑所得等に対する課税

分離課税の税率	町 民 税	3%	県 民 税	2%
---------	-------	----	-------	----

◎退職所得に対する課税

退職所得にかかる住民税は、所得の生じた年に他の所得と区別して、退職した年の1月1日に住んでいた住所地の市町村で課税されます(「現年分離課税」)。退職金の支払いをする者が納付すべき住民税の額を計算し、支払いの際に特別徴収して、翌月の10日までに市町村に納入することになっています。

税額の計算

退職金にかかる住民税額=町民税+県民税

町民税=退職所得金額×税率 6%

県民税=退職所得金額×税率 4%

退職所得金額の計算方法は、所得税と同じですので、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。